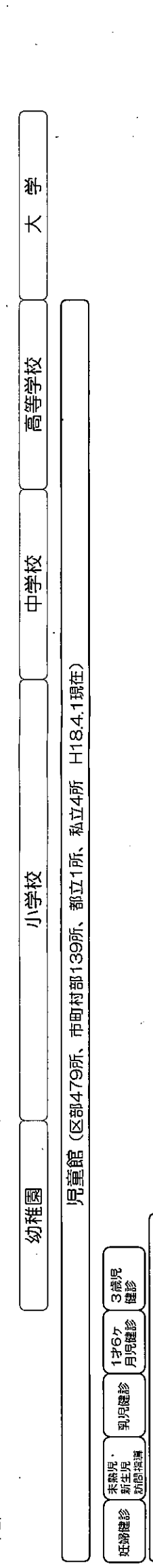
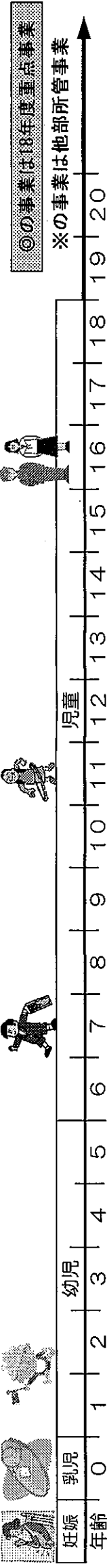


平成18年度 少子社会対策部主要施策展開図(妊娠・出産から自立までの社会的自立までの一貫した施策を目指して)

平成18年8月17日
少子社会対策部



要支援家庭の早期発見、予防事業 → 母子保健事業を通じ、保健医療機関と区市町村の子育て支援ネットワークの連携システムの構築

※ 小児医療体制の整備 (小児救急医療体制の整備) 要支援家庭の早期発見、予防事業

周産期医療対策 (周産期母子医療センター 区部：18所、多摩部：4所 H18.4.1)

電話相談「母子の健康相談室」小児救急相談(8000)

乳幼児突然死症候群(SIDS)対策 (電話相談・普及啓発等)

※ 小児慢性特定疾患対策 (医療費助成・相談事業) (20歳まで)

乳幼児医療費の助成 (不妊治療の経済的支援・電話相談)

不妊への支援 (21区25市2町 417所 H18.3.31現在)

子育てひろば (21区25市2町 417所 H18.3.31現在)

認可：1,648所 H18.4.1、認証：323所 H18.4.1現在 (病後児保育：50所 (施設実施型49所、派遣方式型1所) H18.4.1現在)

認定こども園 (18年10月から)

子ども家庭支援センター (22区26市5町1村 H18.7.31現在)のうち先駆型子ども家庭支援センター27か所

一子ども家庭支援センターの拡充 → 19年度までに全区市に先駆型子ども家庭支援センター設置

◎子ども家庭支援センター職員専門分野研修

養育家庭 (登録家庭：386家庭、委託家庭250家庭、委託児童349人 H18.3.31現在)

児童クラブ(公)1,054所、公民256所、民民85所 H18.3.31現在)

子ども家庭支援センター (22区26市5町1村 H18.7.31現在)

グループホーム (56所(336人) H18.3.1現在)

乳児院 (10所) 児童養護施設 (都立：10所 (都内5所・都外5所)、社福立49所 (都内42所・都外7所) H18.3.1現在)

18歳に達した後も継続支援

一民間移譲の推進 (18年度中井児童学園、19年度伊豆長岡学園、以後、条件の整った施設から順次移譲)

児童自立支援施設 (2所)

児童自立サポート事業

自立援助ホームの拡充 (12所(100人)H18.4.1現在)

児童相談所 (11所)

児童福祉司・精神科医の増員、民間からの人材登用、地域連携を強化、一時保護所開設・定員増一

一福祉保健・教育・警察の連携による子どもと家庭の支援拠点一 (平成21年度開設予定)

児童手当 (国制度0歳～小学校6年)、児童扶養手当 (国制度0～18歳(20歳)、児童育成手当 (都制度0～18歳(20歳))、子育て推進交付金 (用途が限定されている従来の補助金を包括化し、区市町村が子育て支援策に柔軟に活用できる交付金を創設 (18年度新規)：予算14.5億円)

子育て支援基盤整備包括補助 (区市町村の子育て基盤(ハード)の整備を包括的に支援する補助制度を創設 (18年度新規)：予算3.0億円)

◎児童相談所体制強化

◎子ども家庭総合センター(仮称)の整備

次世代育成支援推進行動計画、東京都保育計画、東京都ひとり親家庭自立支援計画

女性福祉

ひとり親家庭福祉

東京都青少年・治安対策本部の設置